

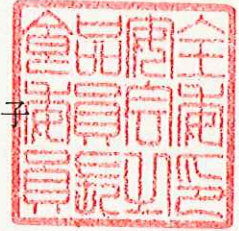


府 食 第 6 3 7 号
平成 2 3 年 7 月 2 8 日

厚生労働大臣
細川 律夫 殿

食品安全委員会

委員長 小泉 直子



食品安全基本法第 1 1 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

平成 2 3 年 7 月 2 2 日付け厚生労働省発食安 0 7 2 2 第 1 号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、食品安全基本法（平成 1 5 年法律第 4 8 号）第 2 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

以下の事項について、同法第 1 1 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第18条第1項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)に定められた器具・容器包装に係る規格基準に関し、以下の改正を行うこと。

- 1 第 3 器具及び容器包装の部 D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格 2 合成樹脂製の器具又は容器包装 (2) 個別規格 5. ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装の a 材質試験 ① 揮発性物質の試験について、新規に開発された素材に対応するための試験法の変更。
- 2 第 3 器具及び容器包装の部 D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格 3 ゴム製の器具又は容器包装 (1) ゴム製の器具(ほ乳器具を除く。)又は容器包装の 1. 材質試験 a カドミウム及び鉛の試験及び b 2-メルカプトイミダゾリンの試験について、分析精度向上のための試験法の変更。